

PwC Japan Tax Newsletter

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、プライスウォーターハウスクーパース(PwC)グローバルネットワークの日本におけるメンバーファームです。公認会計士、税理士等約560名のスタッフを有する日本最大級のタックスアドバイザーであり、そのうち、約100名が金融部に所属しています。金融・不動産関連をはじめ、法人・個人の申告、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwCのグローバルネットワーク(www.pwc.com)に属するPwC各メンバーファームは、クライアントおよびクライアントを取り巻く人々の信頼の確立と、価値の向上を目指して、監査、税務、アドバイザーサービスにおいて、クライアントの業種に焦点をあてたサービスを提供しております。PwCは、世界153カ国に155,000人のスタッフを有し、常に新たな視点からクライアントのご要望に即したアドバイスを提供できるよう、そのネットワークを十分に活用して問題解決に取り組んでいます。

私どもが提供しておりますニュースは、概略的な内容をご紹介しているにすぎません。個別案件への対応、またはより専門的な案件への取り組みに際しましては、ぜひ私どもの金融部を皆様のよきパートナーとしてご利用ください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
金融部
〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル15階
電話：03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

*connectedthinking

© 2009 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、または、プライスウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、ないしはそのメンバーファームを指しています。個々の組織は分離独立した法的組織となっています。

「フォクス銀行」 配当に対する源泉税の還付請求事例

欧州共同体(EC)¹条約において、「欧州連合(EU)²加盟国と第三国」との間における資本移動を国内法で規制することを禁止する規定が設けられています。

ここ数年、欧州司法裁判所(ECJ)³により、この規定に関する数多くの判決が下されています。この資本移動自由の原則は資産運用業界にも適用されます。具体的には、ヨーロッパにポートフォリオ投資を行っているEU域外を本拠とする投資家に対しても資本移動自由の原則が適用されると思われます。資本移動自由の原則の適用範囲の拡大に伴い、たとえば日本の投資家のようなEU諸国の居住者でない投資家がヨーロッパで行うポートフォリオ投資に対し課された源泉税にかかわる還付請求書を提出する機会が出てくる可能性があります。

本ニュースレターでは、「フォクス銀行」訴訟として知られている還付請求訴訟を取り上げます。本訴訟はヨーロッパにおける配当に対する源泉税の還付請求にかかわる最初の訴訟です。ここでは、本訴訟の内容およびここ数年の同様の還付請求の動向についてご紹介し、EUまたは欧州経済領域(EEA)⁴の企業に投資する日本のポートフォリオ投資家にとって「フォクス銀行」訴訟がどのように影響するかをご説明いたします。還付請求の動きが今後さらに広がっていくと予測されることから、現状および今後の展望にかかわる情報を提供したいと考えています。

- 1 欧州共同体(EC)はマーストリヒト条約(1992年3月)により創設された欧州連合の3つの柱のうちの第1の柱です。ECは超国家主義の原則に基づいており、欧州連合の前身である欧州経済共同体がその起源です。加盟国は、フランス、ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、デンマーク、アイルランド、イギリス、ギリシャ、スペインおよびポルトガルです。
- 2 欧州連合(EU)は27か国で構成される政治・経済統合体です。地域の統合を目標にかかげ、EUはECを基礎に1993年11月1日にマーストリヒト条約によって創設されました。加盟国は、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スウェーデンおよびイギリスです。
- 3 欧州共同体司法裁判所は一般的に欧州司法裁判所(ECJ)と表記され、欧州共同体法上の事項についての欧州連合における最高裁判所です。
- 4 欧州経済領域(EEA)は欧州自由貿易連合(EFTA)の加盟国、ECおよびEUの全加盟国との間の協定によって1994年1月1日に創設されました。この協定により、EFTAの加盟国がEUに加盟することなくヨーロッパの単一市場に参加することが可能になりました。加盟国は、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、アイルランド、イタリア、リヒテンシュタイン、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデンおよびイギリスです。

背景

EC 条約⁵第 56 条において以下のように規定されています。

「加盟国間および加盟国と第三国間での資本移動を制限する規制は、いかなるものも認められない。」

税制の観点からは、ECJ は長年にわたって数多くの判決を下しており、これらの判決により以下の事項が明らかにされています。

- 配当および利子の支払いは資本の移動に該当する。
- 居住者が同様の配当や利子を受領したとしたら、同等の法人税または源泉税が課されない状況において、非居住者が受領する配当や利子に対し源泉税を課するという制限規定は認められない。すなわち、国外へ支払われる配当または利子には国内で支払われる配当または利子よりも高い税率で課税することはできない。

EU で設立された投資ファンド、年金ファンドや生命保険会社が他の EU または EEA 加盟国の居住者である企業の株式に投資する場合、その配当に対して源泉税が課される可能性があります。しかし一方で、投資対象国で設立されたファンドおよび生命保険会社であれば、源泉税が課されないまたは、源泉税の還付を受けることができるというケースがあります。

ヨーロッパ諸国の国内法における源泉税に関する整合性のとれていない取り扱いについて、フォクス銀行訴訟⁶ではじめて問題提起され、議論されました。この訴訟において、欧州自由貿易連合 (EFTA)⁷ 裁判所は、ノルウェーがノルウェー居住者である投資家に支払われる配当に対する源泉税を事実上免除しているのに対して、イギリスおよびドイツ居住者である投資家に支払われる配当に対し源泉税を課す行為は差別であるという判決を下しました。

2004 年のフォクス銀行訴訟以来、EU で設立された数多くの年金ファンド、投資ファンド、保険会社、慈善団体および政府所有の組織等が過年度に徴収された配当および利子に対する源泉税の還付請求書を提出してきました。

さらに、EFTA 裁判所がフォクス銀行訴訟で下した判決に則し、ECJ の判例が色々出てきました。ECJ による判例は、EFTA 裁判所が示した原則と同じ原則に基づくものでした。ECJ において、投資所得の受領者がルクセンブルクの Société d'investissement à Capital Variable (SICAV) 投資ファンドである訴訟が最近審理され、その中で納税者にとって有利なルーリングが複数発効されました。裁判の動向が納税者有利の方向になってきており、権利保全のための還付請求書を提出していた企業体がヨーロッパの国々から多額の還付を受けるケースが出てきました。

第三国居住者

EC 条約第 56 条が、EU 加盟国の居住者である企業から第三国居住者に対し支払われる配当および利子にも適用されることは、この条項の文言から明らかです。

しかしながら、この規定を第三国居住者に拡大適用する場合には、以下の点を考慮する必要があります。

- 配当および利子はポートフォリオ投資から生じるものでなければならない。
- 支払国と受領国間の租税条約において情報交換条項がある場合には、権利保全のための還付請求書を提出するとき、第三国居住者にとって有利な状況になる。

第三国居住者の課税関係について下された ECJ の判決は今のところありません。しかし、これまでに争われた第三国の事例および第三国以外について最近争われた事例にかかわる判例法からは、EC 条約に反して第三国居住者

5 EC 条約は欧州共同体設立条約および関連する法律を指しています。これらは、EU 条約 (マーストリヒトにて 1992 年調印) とともに、1997 年 10 月 2 日に調印、1999 年 5 月 1 日に発効されたアムステルダム条約によって修正されました。

6 Fokus Bank ASA v the Norwegian State, November 23, 2004, EFTA Court.

7 EFTA 裁判所の正式名称は "Court of justice of the European Free Trade Association States" であり、アイスランド、リヒテンシュタインおよびノルウェーの EEA にも加盟している EFTA 加盟 3 か国を管轄する超国家裁判所です。

に課された源泉税の返還を目的とする権利保全のための還付請求書を提出する価値があると思われます。

誰に適用されるのか

第三国居住者への EC 条約第 56 条は以下のようないかなるポートフォリオ投資家に対しても適用される可能性があると考えられます。

- 投資ファンド
- 年金ファンド
- 慈善団体または寄付団体
- 保険会社
- 政府系ファンド

実務上の留意点

第三国居住者が還付請求をする場合、第三国居住者へ支払われる配当金および第三国居住者から受け取る配当金が EC 条約第 56 条によってカバーされるのか否かを慎重に検討することが肝要です。第三国居住者が還付請求をするためには、以下の二つの条件を満たす必要があると考えます。

1. 第三国居住者は「直接投資家」ではなく、「ポートフォリオ投資家」である。
2. 配当取引にかかわる法制が EU または EEA 加盟国の国内、EU または EEA 加盟国間の取引の基礎となる法制と類似している。特に、第三国と EU または EEA 加盟国との間に適切な情報交換条項のある租税条約があり、各国の国内法に基づく税制を施行するために必要な情報の交換が可能である。

日本の投資家への影響

概観としては、EU または EEA 加盟国に投資する日本の年金ファンドおよび投資ファンドのような日本のポートフォリオ投資家は、「実務上の留意点」に記載した上記の二つの条件を満たしていると考えられます。しかしながら、日本と EU または EEA 加盟国で締結されている最新の租税条約に上記の適切な情報交換条項が存在することを確認することが重要です。

上記に加え、以下のようないくつかの問題が依然としてあります。まず、(1) 還付請求者である日本の投資家がヨーロッパ企業に外国および国内の契約投資ファンドを通して投資するケースが多くあります。契約投資ファンドとしては、たとえば日本の投資信託、ルクセンブルクの fonds cummun de placement または SICAV ならびにケイマンまたはアイルランドのユニット・トラストまたは会社が挙げられますが、これらの契約投資ファンドは一般的に、日本の税法上、導管体とは認められず、必ずしも日本の法律に基づく投資ビークルと認められるとも限りません。したがって、日本の還付請求者がより複雑な状況に直面する可能性があります。また、(2) アセットマネージャーが、その投資家または投資ビークルに代わって、まとめて還付請求を行うことができるかどうかという問題があります。還付請求を行う場合には、その手続きを考慮する際、上記の問題について検討する必要があると考えられます。

最後になりますが、日本のみならず第三国の投資家は、還付可能金額と手続きコストを比較するといった費用対効果を念頭に置いて還付請求書を実際に提出するか決定する必要があると思われます。手続きコストには、還付請求者の形態（法人やファンドの形態）が還付請求者として認められる企業体かどうかを、投資対象国の企業体と比較して検討するといったコストも含まれると思われます。

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡ください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
金融部
〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル15階
電話：03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

パートナー	藤本幸彦	03-5251-2423	sachihiko.fujimoto@jp.pwc.com
	大石克洋	03-5251-2565	katsuyo.oishi@jp.pwc.com
	松田結花	03-5251-2556	yuka.matsuda@jp.pwc.com
	飯村鉄雄	03-5251-2834	tetsuo.iimura@jp.pwc.com
	鬼頭朱実	03-5251-2461	akemi.kitou@jp.pwc.com
	高木宏	03-5251-2788	hiroshi.takagi@jp.pwc.com
	川崎陽子	03-5251-2450	yoko.kawasaki@jp.pwc.com
	レイモンド・カーン	03-5251-2909	raymond.a.kahn@jp.pwc.com
	スチュアート・ポーター	03-5251-2944	stuart.porter@jp.pwc.com
	マーク・リム	03-5251-2867	lim.marc@jp.pwc.com
シニア・マネージャー	中村賢次	03-5251-2589	kenji.nakamura@jp.pwc.com
	高野公人	03-5251-2698	kimihito.k.takano@jp.pwc.com
	斎木信幸	03-5251-2570	nobuyuki.saike@jp.pwc.com
	箱田晶子	03-5251-2486	akiko.hakoda@jp.pwc.com
	今村恭子	03-5251-2855	kyoko.imamura@jp.pwc.com
マネージャー	佐々木真美	03-5251-2471	mami.sasaki@jp.pwc.com
	松永智志	03-5251-2586	satoshi.matsunaga@jp.pwc.com
	遠山壮一	03-5251-6212	soichi.toyama@jp.pwc.com
	野中貴史	03-5251-2417	takashi.nonaka@jp.pwc.com
	鈴木宏子	03-5251-2156	hiroko.x.suzuki@jp.pwc.com
	藤野孝太郎	03-5251-2036	kotaro.fujino@jp.pwc.com
	伊藤耕一郎	03-5251-6525	koichiro.ito@jp.pwc.com
	比留間延佳	03-5251-2871	nobuyoshi.hiruma@jp.pwc.com
	梶原みゆき	03-5251-2520	miyuki.m.kajiwara@jp.pwc.com
	牧平直子	03-5251-2223	naoko.makihira@jp.pwc.com
ダニエル・ルーツ	03-5251-6640	daniel.lutz@jp.pwc.com	